



2024 年度

筑紫小学校 P T A 総会議案書



筑紫野市立筑紫小学校 P T A

議 案

- 第 1 号議案 2023 年度 学校行事及び PTA 活動報告
- 第 2 号議案 2023 年度 PTA 会計決算報告
- ① 一般会計
 - ② 特別会計
 - ③ 会計監査報告
- 第 3 号議案 2024 年度 役員を選出
- 第 4 号議案 2024 年度 学校行事及び PTA 活動計画(案)
- 第 5 号議案 2024 年度 PTA 会計予算(案)
- 添付資料 2023 年度決算書及び 2024 年度予算書について
筑紫小学校 PTA 規約・規則・個人情報取扱方法

2023年度 学校行事及びPTA活動報告

	学校	本部
4月	始業式 入学式 個人懇談	会計監査 総会資料準備 新旧役員本部会議 新一年生入学祝い配布 新年度図書ボランティア開始 通年 地区会
5月	フレンドピクニック 参観	本部会議 総会資料配布・書面決議 草取り・花植え作業 花植え活動 図書ボランティア始動(通年)
6月	プール開き	PTA活動だより(先生紹介号)発行 ポッチャ大会実行委員会 地区懇談会
7月	前期前半終了 個人懇談 夏休み	エプロン補修作業 草刈り・草取り作業
8月	全校出校日(暑さのため中止) 前期後半開始	
9月	参観	本部会議
10月	前期終業式 秋休み 後期始業式 体育科学習発表会	草取り・花植え作業 青パト巡回 PTA活動だより発行 ポッチャ大会説明会 ポッチャ大会抽選会
11月	修学旅行(6年) 自然教室(5年)	チューリップ球根植え 図書補修
12月	後期前半終了 冬休み	本部会議 ポッチャ大会実行委員会
1月	後期後半開始 参観	本部会議 PTA活動だより発行 ポッチャ大会実行委員会議
2月	児童会選挙 表現集会	入学説明会・PTAブース開設 花植え活動 ポッチャ大会
3月	お別れ集会 修了式(6年) 卒業式(6年) 修了式(1~5年)	新旧地区委員会 本部会議 卒業記念品配布 ポッチャ大会実行委員会会議 PTA活動だより発行(卒業生号) 草抜き・花植え 卒業式フオトスポット設置 小中合同地区長会 PTA活動だより発行(在校生用)

2023年度(令和5年度) 収支計算書

自. 令和5年4月1日 至. 令和6年03月31日

筑紫小学校PTA

収入の部		(単位:円)		
科目	摘要	予算金額	決算金額	差引残高
前年度繰越金		642,615	642,615	0
収入		(2,316,000)	(2,283,543)	(△32,457)
	当初運営資金	1,000,000	1,000,000	0
	会費	年2,000円×P会員数	1,143,600	△56,400
	保険代	160円×P会員数	82,080	△13,920
	その他	20,000	57,863	37,863
当期収入合計		(2,316,000)	(2,283,543)	(△32,457)
収入合計		2,958,615	2,926,158	△32,457

支出の部		(単位:円)			
科目	摘要	予算金額	決算金額	差引残高	
運営費		(335,000)	(231,354)	(△103,646)	
	会議費	会議用部屋賃料他	5,000	3,325	△1,675
	事務費	印刷用紙、文房具など	15,000	10,593	△4,407
	IT利用料	マ・メール、HP利用料	50,000	50,380	380
	渉外費	研修会費他	30,000	0	△30,000
	負担金	筑紫小学校PTA連合会負担金	150,000	106,096	△43,904
	旅費	研修会交通費など	10,000	960	△9,040
	慶弔費	冠婚葬祭費	20,000	5,000	△15,000
	通信費	役員通信費	55,000	55,000	0
P T A 活動費		(320,000)	(121,669)	(△198,331)	
	全体活動費	P T A 活動費	200,000	85,052	△114,948
	花植え	花壇花代、小学校玄関花代	120,000	36,617	△83,383
地区委員会活動補助	ボランティア活動補助など	横断旗・キャップ他地区活動費	20,000	6,457	△13,543
支払い保険料	支払い保険料	P T A 保険料 160円×会員数	96,000	60,750	△35,250
事業費		(200,000)	(100,000)	(△100,000)	
	新型コロナウイルス対策費	衛生管理費用	100,000	0	△100,000
	ふれあい集会 (ポッチャ大会)		100,000	100,000	0
援助費	入学祝	新入生入学祝い	100,000	69,000	△31,000
援助費		(600,000)	(585,469)	(△14,531)	
	学業奨励費	クラブ・児童活動補助	200,000	200,000	0
	学校図書充実・整備費用	本購入費用、整備費他	150,000	176,889	26,889
	卒業記念品費	卒業記念品・教室飾り花代	250,000	208,580	△41,420
次年度総会準備費	次年度総会準備費	総会資料作成費等	15,000	0	△15,000
周年記念行事積立金	周年行事積立金	特別会計へ	100,000	100,000	0
予備費	予備費		172,615	94,256	△78,359
当期支出合計		(1,958,615)	(1,368,955)	(△1,589,660)	
次年度当初運営資金		(1,000,000)	(0)	(△1,000,000)	
次年度繰越金		0	1,557,203	1,557,203	
支出合計		2,958,615	2,926,158	△32,457	

総収入額	2,926,158
総支出額	1,368,955
差引残高	1,557,203

2024年4月20日 上記の通り報告します。

筑紫小学校PTA会長 鳥谷 昇司
会計 安達 愛子

監査報告 筑紫小学校において監査を実施した結果、現金・預金・出納簿・領収書など適正に処理されていたことをここに報告します。

2024年4月20日

会計監査 三木 克之 
会計監査 西利 龍 

令和5年度（2023年度） 筑紫小学校PTA特別会計

筑紫農協 復興支援

令和5年4月1日～令和6年03月31日

(単位:円)

日付	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
2023/04/01	前年度繰越金	4,129		4,129
	合計	4,129	0	4,129

筑紫農協 周年行事積み立て

令和5年4月1日～令和6年03月31日

(単位:円)

日付	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
2023/04/01	前年度繰り越し金	800,051		800,051
2023/05/22	周年行事積み立て金	100,000		900,051
2023/08/21	貯金利息	4		900,055
2024/02/19	貯金利息	4		900,059
	合計	900,059	0	900,059

筑紫農協 次年度準備金

令和5年4月1日～令和6年03月31日

(単位:円)

日付	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
2023/04/01	前年度繰り越し金	1,087,360		1,087,360
2023/05/22	今年度準備金		1,000,000	87,360
2024/08/21	貯金利息	1		87,361
	合計	1,087,361	1,000,000	87,361

2024年4月20日 上記の通り報告します。

筑紫小学校PTA 会長
会計

鳥谷 昇司
安達 愛子

監査報告 筑紫小学校において監査を実施した結果、現金・預金・出納簿・領収証など適正に処理されていたことをここに報告します。

2024年4月20日

会計監査

三木 克之 

会計監査

安西 利乾 

2024年度 役員名簿(案)

役 職	氏名	児童クラス
会 長	山下 太郎	6 の 1
副 会 長	安達 大輔	5 の 3
副 会 長	古賀 義文	4 の 4
副 会 長	中山 晋太郎	4 の 1
副 会 長	奈良田 明子	5 の 4
副 会 長	前田 麻紀	5 の 5
会 計	加藤田 みどり	5 の 6
書 記	安達 愛子	5 の 3
書 記	城 三奈子	5 の 3
校 長	宮崎 智弘	
教 頭	藤田 美香	
教 頭	齊藤 宏之	
主幹教諭	福澤 真太郎	
主幹教諭	古賀 聡	

2024年度 学校行事及びPTA活動計画（案）

月	日	曜	学校行事	日	曜	本部
4	8	月	赴任式、前期始業式			新年度図書ボランティア始動
	11	木	入学式			
	22	月	個人懇談～26日※全員			広報紙作成(先生紹介号) ※会員限定
	30	火	地区会			地区会 PTA会計監査
5	2	木	フレンドピクニック(弁当の日)			総会資料配布・書面決議
	28	火	4・6年体育科学習発表会			PTA総会(書面総会)開催
	29	水	3・5年体育科学習発表会	11	土	花植え
	30	水	1・2年体育科学習発表会			
6	4	火	1・4年交通安全教室	5	水	地区懇談会
	10	月	プール開き	13	木	地区懇談会
	26	水	音楽鑑賞会			
	28	金	参観・懇談	28	金	PTAブースの開設
7	3	水	1年防犯教室	19	金	青パト巡回
	19	金	前期前半終了日(給食なし)			
	20	土	夏休み～8/25			エプロン修理
	23	月	個人懇談～25日※希望者			
8	6	火	全校出校日(給食なし)			
	26	月	前期後半開始日(給食なし)			
9						広報誌作成①
10	11	金	前期終業式(給食なし)	11	金	青パト巡回
	12	土	秋休み～16日			
	17	木	後期始業式(給食なし)			
	24	火	筑山中ブロック研究発表会			
	26	木	筑山中ブロック「笑興祭」			
11	7	木	修学旅行(6年)～8日			花植え(チューリップ)
	20	水	自然教室(5年)～21日			図書の本の修繕
12	12	金	参観・懇談			広報紙作成②
	24	火	後期前半終了日(給食なし)			
	25	月	冬休み～1/7			
1	8	水	後期後半開始(給食なし)			
2	8	土	表現集会(お弁当の日)	8	土	ポッチャ大会
	10	月	2/8の振替休日			
	20	木	児童会選挙			入学説明会 (PTAブースの開設)
3	7	金	おわかれ集会			
	13	木	修了式(6年)(予定)			広報誌作成(卒業式記念号・③)
	14	金	卒業式(予定)			新旧顔合わせ
	24	月	修了式(1～5年)(給食なし)			次年度資料作成・引継ぎ

PTAの行事予定について

- * 日程が入っていないものは関係各所と協議中です。決定次第連絡いたします。
- * 必要に応じて本部役員会を開催します。
- * その他筑紫野市やPTA連合会の研修会があります。

2024年度 筑紫小学校PTA 予算書（案）

1 収入の部

	予算金額	
1. 前年度繰越金	1,557,203	
2. 会費	964,000	年2,000円×P会員数（482）
3. 教職員会費	128,000	年2,000円×教職員会員数（64）
3. 保険代	87,360	160円×P会員数（546）
4. その他	0	雑収入・利息等
合計	2,736,563	

2 支出の部

	予算金額	
1. 運営費	260,000	
会議費	5,000	会議用部屋賃料他
事務費	15,000	印刷用紙、文房具等
IT利用料	15,000	HP利用料等
負担金	150,000	市・区・県・九州ブロックPTA負担金
旅費交通費	20,000	諸活動交通費（研修会交通費等）
慶弔費	10,000	冠婚葬祭費
通信費	45,000	役員通信費
2. PTA活動費	220,000	
全体活動費	100,000	PTA活動費
花植え	120,000	花壇花代・手入れ代
3. 地区委員会活動補助	10,000	横断旗・キャップ他地区活動費
4. 支払保険料	87,360	PTA保険料 160円×P会員数（546）
5. 事業費	30,000	
ふれあい集会	30,000	ポッチャ大会
6. 援助費	630,000	
入学祝	80,000	新入生入学祝
学校補助費	300,000	学校関係補助費（図書含む）
卒業記念品	250,000	卒業生記念品・教室飾り花代
7. 次年度総会準備費	5,000	
8. 周年行事積立金	100,000	
9. 予備費	1,394,203	（来期繰越金）
合計	2,736,563	

・収入の部について	会員数の数は概算です。会員数が減れば会費が減り、活動も制限されますが、集まった会費でできる限りの活動を行います。
・支出の部について	別紙決議書に賛成or反対の意思表示をしていただけるようにしています。

2023年度筑紫小学校PTA 決算書について

研修会費・旅費…今年度の研修会においてもWeb、YouTube等を使用した開催がほとんどであり、交通費の支出を抑えることができました。来年度より会場集合での開催が増える見込みです。

全体活動費…PTAだより（先生紹介号・卒業記念号含む5回）、エプロン補修、図書補修、草刈り時のお茶代などに使用しました。昨年度の決算をもとに今年度からは予算を減額します。

花植え…チューリップ含め年度内5回花壇の花の植え替えを行いました。例年出していた玄関花代、離任式の花代を学校図書充実・整備費から出したため予算額より決算が少なくなっています。

地区委員会活動補助…交通ボランティアの横断旗とポールを一部新調することに使っています。

新型コロナウイルス対策費…昨年度新たに購入するものではありませんでした。

学校図書充実・整備費…昨年度は図書室の書架を購入し本の収容数を増やしました。その他図書の購入や玄関花代、離任式の花束代など学校に関する費用が含まれています。今年度からは学校補助費という名目に変更し、学校関係の補助を一括します。

次年度当初運営資金…今までは残額から100万円を次年度当初運営資金口座に移し、年度変更時にメインの口座に再度入金する作業を行っていましたが、今年度より残額は全て次年度繰越金として口座に残すことにしました。

予備費…昨年度は保護者の希望を受け卒業式と入学式のフォトスポットに関する費用に使用しました。

2024年度筑紫小学校PTA 予算書について

収入の部

会費・保険料について、会員数は現段階での予測数での計上です。

支出の部

昨年度の実績に基づいて今年度の予算を組んでいます。

- ① 令和6年度よりマ・メールの使用を中止するためIT利用料を減額しています。
- ② 全体活動費は昨年の実績をもとに減額しました。
- ③ 花植え費は主に花壇整備費用です。除草作業の負担が大きく、今年度はシルバー人材への除草作業依頼を視野にいれ昨年度と同額で予算を計上しています。
- ④ ふれあい集会費用は昨年度同様ポッチャ大会を予定しています。昨年度ポッチャセットは購入しているため大幅に予算を減額しています。
- ⑤ 昨年度まで学校図書充実・整備費・学業奨励費としていた項目は学校補助費として一括し、図書室関係費用や児童が使うもの、学校からの要請で購入するものの予算とします。

※毎年、入学祝・卒業記念品等について、PTA未加入の保護者の子ども達について品物を送ることに抵抗があるというご意見があります。

しかし、以下に記載の通りPTAは小学校に通うすべての児童のために活動をする団体です。筑紫小学校に通う児童の保護者の皆さんにPTA活動について広くご理解いただき、会費が過度な負担ではない世帯の加入数を増やしていけるように、今後も活動報告を行っていきます。

※ご質問ご意見があればいつでも chikushi.pta@gmail.com までお問い合わせ下さい。

PTA についての理解を

PTA は会員限定のサービスをする団体ではありません。

その学校に子どもが通っている保護者・教職員が「学校の子ども達みんなの為に、良いことをしよう」という団体です。学校という公共団体から、学校の部屋を使えるとか、印刷機を利用できるなどの特権をもらえるのは、「学校全体の為に奉仕してくれる団体だから、協力しましょう。」という理由なので、会員の子どもを対象を限定したサービスをするのであれば、学校の施設の利用はできません。

活動・会費の使い方について

PTA 活動について、1年ごとに今までの活動を見直し、本当に必要な活動だけを残し、活動の簡素化に努め、会員が理不尽に感じるものについては総会で審議する等して検討します。

筑紫小学校PTA規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は「筑紫小学校PTA」という任意団体である。

(事務局)

第2条 この会の事務局を筑紫小学校内に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と地域において、児童の健全な成長を図ることにより児童の福祉を増進すると共に、教育の振興を進めることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校と地域の緊密な連携によって児童の健全な育成に資する事業を行う。
- (2) 学校教育の伸展のために援助をする。
- (3) 児童の教育環境の向上に努める。
- (4) 会員に対する学習や啓発を行う。
- (5) その他目的の達成のための事業を行う。

第3章 方 針

(方針)

第5条 この会は、自立し民主的に運営される団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育の向上及び地域社会の向上のために活動する、他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教を支持しない。
- (3) 営利を目的とする行為は行わない。
- (4) 他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けない。
- (5) この会または役員名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (6) 学校教育にみだりに干渉しない。

第4章 会 員

(会員の構成)

第6条 この会の会員になることが出来るものは、次に掲げるもののうち、所定の入会申込書を提出した者とする。

- (1) 筑紫小学校に在籍する児童の保護者又はこれに準ずる者
 - (2) 筑紫小学校に勤務する教職員
 - (3) この会の目的に賛同するもので運営委員会が特に認めた者
- 2 この会からの退会を希望するものは、所定の退会申込書を提出しなければならない。但し上記の資格を喪失することによる退会はこの限りではない。

(会員の義務と権利)

第7条 会員は次の各号に掲げる義務と権利を平等に有する。

- (1) 会員は総会で定められた会費を納めるものとする。
- (2) 会員はPTA活動に参加できる時に参加することができる。

第5章 会 計

(経費)

第8条 この会の活動に要する経費は、会費及びこの会の活動収入並びに寄付によって支弁する。

(予算)

第9条 この会の予算は、毎年度総会において議決する。ただし予算に不足が生じたときは運営委員会の議決を経て補正することができる。

(決算)

第10条 この会の決算は総会において承認を得る。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 役員・顧問・会計監査員

(役員)

第12条 この会の運営のため、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以上
- (3) 書 記 2名
- (4) 会 計 1名

(任務)

第13条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、予算を執行し、会合を招集するとともに、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務の代理をする。
- (3) 書記は次の職務を行う。
 - (ア) 規約の保管に関すること。
 - (イ) 総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動実績の記録に関すること。
 - (ウ) 当該年度の人事の記録に関すること。
 - (エ) 会議の招集事務、通信事務の処理その他の庶務事項に関すること。
- (4) 会計は次の職務を行う。
 - (ア) この会の経理事務を行い、会計監査員の監査を経て決算を報告する。
 - (イ) この会の財産を管理すること。
 - (ウ) 予算に関すること。

(任期)

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は任期満了後も、後任が選任されるまでの間は、その職務に当たるものとする。

(役員を選任)

第15条 役員は会員から立候補並びに推薦に基づき、本部役員が次年度の候補者を選考し、総会の承認を受けて選任される。

2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で役員が欠けたときは、会長については副会長が昇格し他の役員については本部役員会で選任するものとする。

この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第16条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(会計監査員)

第17条 この会に会計監査員を2人おく。

2 会計監査員は、この会の会計を監査し、総会において報告する。

3 会計監査員については、第14条及び第15条の規定を準用する。

第7章 機関及び会議

(機関)

第18条 この会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 特別委員会

(総会)

第19条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とする。

2 総会の会議は、定期総会及び臨時総会とする。

3 総会は次の事項について協議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 役員承認に関すること。

(3) 会費の決定に関すること。

(4) 予算の決定、決算の承認及び活動方針に関すること。

(5) その他運営委員会が必要と認めたもの。

4 総会は会員の2分の1以上の出席（委任状提出による委任者も含む）をもって成立する。

5 総会の議決は多数決とし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

6 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は会員の3分の1以上の要請があったとき又は会長が必要と認めたときに開催する。

(委員会)

第20条 役員会は役員によって構成され、第3条の目的達成のため、本会の運営、および次の任務をもつ。

役員候補者の選出と会則の改廃案、事業計画案、予算案、決算の報告案及びその他の議案を審議する。

2 役員会は役員及び教職員代表をもって構成する。

(地区委員会)

第21条 地区委員会は、各地区において組織された委員会であり、各地区児童との校外生活の充実及び指導並びに安全対策を図るものであるが、本 PTA とはその目的を一にし、連携を必要とされるため、本部役員と連携を図るものとする。

(特別委員会)

第22条 この会に特別委員会を設けることができる。

(規則)

第23条 この会の運営の細目は規則で定める。

(個人情報の取扱い)

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

附則 この規約の改正は、1998年5月1日より施行する。

附則 この規約の改正は、2011年5月1日より施行する。

附則 この規約の改正は、2012年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2013年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2017年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2018年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2021年4月30日より施行する。

筑紫小学校PTA規則

筑紫小学校PTAの運営の細目としてこの規則を制定する。

（事業実施実行委員会）

第1条 各種事業に対して会長が必要と認めたときは、この会に事業実施実行委員会を設置することができる。

（特別委員会）

第2条 前条に定めるほか、特別委員会の設置は運営委員会で決定する。

（慶弔等）

第3条 この会は、児童又は会員の慶弔に際し、別表1に定める給付を行う。

2 別表1の規定に該当しない慶弔や災害については、状況によりその都度本部役員会において協議する。

（児童図書の充実）

第4条 この会は、児童図書の充実を図るため、当分の間、図書充実援助を行うものとする。

（旅費）

第5条 この会の活動のための市外出張に対しては、旅費を支給する。

（1）旅費の支給基準は、別表2に定めるとおりとする。

（通信費）

第6条 この会の活動のために、通信費を支給する。

（1）通信費の支給基準は、別表3に定めるとおりとする。

附則 この規則の改正は、2011年5月1日より施行する。

附則 この規則の改正は、2012年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2013年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2016年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2018年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2021年4月30日より施行する。

別表1 慶弔費

	死 亡	初 盆	病 気	結 婚
児 童 〈通夜・会葬〉	5,000 円	2,000 円	2,000 円 10 日以上入院	
	役員 校長・教頭・同学年	役員代表 学校代表・担任		
保護者 〈通夜・会葬〉	5,000 円	2,000 円		
	役員 校長 or 教頭・同学年	役員代表 学校代表・担任		
教職員 (配偶者) 〈通夜・会葬〉	5,000 円	2,000 円		電報
	役員	役員代表 学校代表		

※表に記載している区分以外で、慶弔に関する事項が生じた場合は、役員会でその都度協議して決定する。

別表2 旅費支給基準

※往復 80km 以上の場合は、役員会にてその都度協議する。

交通費	電車等	合理的、経済的経路の経費	実費
	自家用車	往復 20km 未満	500 円
		往復 20km 以上 40km 未満	800 円
		往復 40km 以上 60km 未満	1100 円
		往復 60km 以上 80km 未満	1700 円
宿泊費	実費及び宿泊雑費（1日につき 1,000 円）を支給する。		

※有料道路・駐車料金等は、実費支給とする。（領収書添付の事）

なお、距離は、会計役員が決めるものとする。（筑紫小基点）

別表3 通信費支給基準

役員	5,000 円
----	---------

個人情報保護方針

筑紫小学校PTAでは、会員の個人情報の重要性を認識し大切に扱うとともに、より良い情報を提供するため、以下の取り組みを推進し、責任を持って会員の個人情報を保護します。

1. 法令等の遵守

筑紫小学校PTAは、個人情報保護法その他関係する法令等を遵守します。

2. 個人情報の収集

筑紫小学校PTAが会員から個人情報を収集する場合には、利用目的を明示し承諾を受けた上で、その目的達成に必要な範囲で収集します。

3. 個人情報の種類

会員が個人情報取扱同意書に記載した事項

4. 個人情報の利用目的

筑紫小学校PTAが会員の個人情報を利用するにあたっては、以下の利用目的の範囲内でのみ利用することとし、この目的の範囲を超えた利用はしません。

(1) 内部での利用目的

- 会員情報の管理
- 案内等文書の送付

(2) 外部への提供目的

- 会計事務のための筑紫野市立筑紫小学校への第三者提供
- 案内等送付のためのメーリングリスト業者への第三者提供
- 各団体が主催するセミナーなどへの参加者の登録のためのPTA連絡協議会・筑紫野市教育委員会・筑紫野市教職員組合への第三者提供

5. 第三者提供の制限

筑紫小学校PTAは、収集した個人情報はあらかじめ本人の同意を得ないで第三者へ提供しません。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

6. その他

本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、会員から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは本事業担当者以外には伝えません。

筑紫野市立筑紫小学校PTA 個人情報取扱規則

第1条 目的

筑紫小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条 利用目的の特定

本会は、個人情報を取り扱う事業ごとに事前に、収集する個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報保護方針」を作成するものとする。

第6条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第7条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第8条 個人情報の管理

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第9条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報はあらかじめ本人の同意を得ないで第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第10条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第12条 個人情報の訂正または削除請求

本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

る。

第13条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第14条 漏えい時などの対応

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第15条 研修

個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第16条 雑則

本規程の改廃は役員会で行う。

- 2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この規則の改正は、2021年4月1日より施行する。

みんなちがってみんないい

